

鳴沢村空家・空地バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴沢村における空家・空地の有効活用を通し、鳴沢村の活性化並びに定住人口及び交流人口の増加を図るため、鳴沢村空家・空地バンク事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 鳴沢村地番に存在する建築物又はこれに付随する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの又は当該常態が見込まれるものをいう。
- (2) 空地 鳴沢村地番の土地にあつて、使用がされていないことが常態であるもの又は当該常態が見込まれるものをいう。
- (3) 所有者等 空家・空地に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空家・空地バンク 空家・空地の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受け登録した情報を、空家・空地の利用を希望する者に対し提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、鳴沢村空家・空地バンク事業以外による空家・空地の取引を規制するものではない。

(空家・空地情報の登録申込み等)

第4条 空家・空地バンクに空家・空地情報を登録しようとする所有者等は、鳴沢村空家・空地バンク登録申込書（様式第1号）及び空家・空地情報の登録に関する誓約書（様式第2号）鳴沢村空家・空地バンク登録カード（以下「カード」という。（様式第3号））を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録をしたときは、当該所有者等に鳴沢村空家・空地バ

ンク登録完了通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 3 村長は、前項の規定により登録したカードの情報については、所有者等の住所、氏名、権利関係、電話番号及び電子メールアドレスを除き、村のホームページ等に掲載し周知するものとする。

（空家・空地に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「登録者」という。）は、当該登録に係る事項に変更があったときは、速やかに鳴沢村空家・空地バンク登録事項変更届出書（様式第5号）により村長に届け出なければならない。

- 2 村長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容等を確認し適当であると認めたときは、当該変更に係るカードの登録事項を変更するものとする。
- 3 村長は、前項の規定による変更をしたときは、当該登録者に鳴沢村空家・空地バンク登録事項変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（空家・空地バンク登録情報の更新届出等）

第6条 登録者は、カードの登録情報から5年（前条第3項による通知があった場合は、当該通知日から起算して5年）経過したときは、鳴沢村空家・空地バンク登録更新（抹消）届出書（様式第7号）により村長に届け出なければならない。

- 2 前項による更新の届出があった場合の取扱いは、第4条に準じて行うものとする。
- 3 第1項による抹消の届出があった場合の取扱いは、次条に準じて行うものとする。

（空家・空地に係る登録の抹消の届出）

第7条 村長は、登録者から鳴沢村空家・空地バンク登録抹消届出書（様式第8号）の届出があったとき又はカードに登録した情報が次の各号のいずれかに該当するときは、カードの当該登録に係る全部の情報を抹消し、当該登録者に対し鳴沢村空家・空地バンク登録抹消通知書（様式第9号）を通知するものとする。

- （1） カードに登録した情報に虚偽の事項があったとき。
- （2） 前号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めたとき。

（空家・空地の利用申込み等）

第8条 カードに登録された空家・空地の利用を希望する者（以下「利用希望者」とい

う。)は、鳴沢村空家・空地利用申込書(様式第10号)及び空家・空地の利用に関する誓約書(様式第11号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により空家・空地の利用の申込みがあった場合には、その内容を確認の上、利用者として適当であると認めたときは、空家・空地利用申込通知書(様式第12号)により当該空家・空地の登録者に通知するものとする。この場合において、当該物件申込者の媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様である。

3 前項の通知を受けた登録者又は当該物件申込者の媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者に回答し、村長にその回答内容を報告するものとする。

(関与)

第9条 村は、登録者及び利用希望者に係る空家・空地に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約について、直接これに関与しないものとする。ただし、物件登録等が希望する場合は、空家・空地の売却又は賃貸に関する交渉及び契約について、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会の媒介をあっせんできるものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 登録者及び利用希望者は、鳴沢村空家・空地バンク事業の利用により取得した個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 村長の承諾なくして個人情報を複写又は複製をしてはならないこと。

(暴力団の排除)

第11条 鳴沢村暴力団排除条例(平成24年鳴沢村条例第9号)第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者は、鳴沢村空家・空地バンク制度を利用することができない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。